

## 米国 pre-appeal brief conference および審判請求の統計上の比較

2016年12月21日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

米国特許出願の審査段階で、審査官は、2回目以降の Office Action を Final Rejection とすることができます (37 CFR 1.113(a))。

たとえば、前回の Office Action において出願人が行った補正により新たな拒絶理由が必要になったり、First Office Action 後に提出した IDS (37 CFR 1.97(c) with the fee set forth in 37 CFR 1.17(p)) に係る情報により新たな拒絶理由が必要になったりした場合、Final Rejection と認定されてしまいます (MPEP 706.07(a))。

Final Office Action 受領後、出願人は、少なくとも、(i) Response after Final をファイルする、(ii) RCE 手続を行う、(iii) 継続出願を行う、(iv) Notice of Appeal をファイルすると共に Pre-Appeal Brief Conference を請求し、同時に Pre-Appeal Brief をファイルする、又は (v) Notice of Appeal をファイルするかの何れかを講ずることが可能です。

上記措置以外に、上記の各手続前に、審査官インタビュー（個人面談や電話協議）を行うことが有効な場合もあります。但し、Final Office Action 後に、審査官インタビューを行うか否かは、審査官の裁量事項であることに留意ください (MPEP 713.09)。なお、2度目以降のインタビューは、出願放棄または審判について促進ができると審査官が確信する場合に限り認められます。

本書では、米国の Final OA に対して講じ得る措置のうち、Pre-Appeal Brief Conference および審判請求について、近時の統計データを交えながらご説明します。

**【全5頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.